

食 衛 第 9 8 5 号
令和2年(2020年)12月11日

一般社団法人北海道ビルメンテナンス協会理事長 様

北海道保健福祉部健康安全局食品衛生課長

クリーニング業法施行規則等の一部を改正する省令の施行等について

本道の生活衛生行政の推進につきまして、日頃から格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官から、別添のとおり通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、貴会会員への周知について、よろしく申し上げます。

記

1 改正の趣旨

「女性活躍加速のための重点方針2016」を踏まえ、クリーニング師、建築物環境衛生管理技術者、理容師及び美容師に係る免許証等の各種様式について、旧姓併記を可能とする等の所要の改正を行うとともに、「経済財政運営と改革の基本方針2020」を踏まえ、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第2号)で定める各種様式について、申請者等による押印を廃止するもの。

2 施行期日

令和3年(2021年)4月1日

環境衛生係
担当：小山内
企画調整係
担当：竹下
電話：011-204-5260